|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第２章 自分らしい生き方と  家族 | １　自立と共生 | 年 | 組 | 番 | 名前 |

１　自立とは

（　①　　）するとは，社会の一員として，自分の考えを持って（　②　）ある行動ができること。

|  |  |
| --- | --- |
| 自立の要素 | 例 |
| （　③　）自立 | ・栄養バランスを考えて食事をする　・ボタンつけができる |
| （　④　　）自立 | ・将来の職業や進路について考えている |
| （　⑤　）自立 | ・計画的にお金を使う　・将来に備えて貯金をする |
| （　⑥　）自立 | ・男女のからだのしくみや生理的な特徴・相違を理解している |

2　青年期を生きる

（１）自立に向けたスタート

（　⑦　）は，将来への準備段階として，これからの自分の進む方向性を決める第一の分岐点となる時期。自分の将来を考え，今できることから一歩ずつ歩み始めることが（　⑧　）につながる。

青年期は（　⑨　　）に向けたスタート。

（　⑩　）を忘れず, 歩んでいこう。

（２）青年期の愛と性

子どもから大人へ移行する過渡期にある青年期は，

・（　⑪　）によってからだに急激な変化が現れる。

・生物としての（　⑫　）（sex）に対する自覚が高まる。

性行動には，性に対する社会的なモラルや個人の性意識，人間関係によって（　⑬　）な形がある。

例）（　⑭　）（レズビアン，ゲイ，バイセクシュアル，トランスジェンダーの略称）

性は（　⑮　）の表れ

（　⑯　）権利を行使する主体として，他者の気持ちを（　⑰　）し，自分の思いも（　⑱　）にして，豊かな関係を築いていきたい。

３　共に生きる

（１）男女共同参画社会の推進

性別に伴う固定観念（（　⑲　））によって，人生の選択や活動範囲が狭められてはならない。

（　⑳　）の推進

（　㉑　）とは，職場や（　㉒　）のあらゆる場で自分の能力をいかし，活躍できると共に，（　㉓　）のなかでも役割を果たし，家族や身近な人々と協力しあって生きていくことを可能とする社会。

■男女共同参画社会を推進する法律

|  |  |
| --- | --- |
| 施行年 | 法律名 |
| 1999年 | （　㉔　）基本法 |
| 1995年 | （　㉕　）休業法  ※1992年施行の育児休業法を改正 |
| 2015年 | （　㉖　）推進法 |

いずれの法律も，女性の社会進出の際に，（　㉗　　）と（　㉘　　）の両立をはばむ問題の解消をめざす。

（２）固定的な性別役割分業をこえて

「夫は外で働き，妻は家庭を守るべき」といった（　㉙　）は，男女共同参画社会の障がいとなる固定観念。

生き方の選択は（　㉚　）の自由な意思

（　㉛　）（仕事と生活の調和）のとれた社会は，仕事と家庭の（ ㉜　）において調和のとれた人生設計を可能とする。